全協文書第 B19-0274 号
2020 年 4 月 22 日

会員各位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
会 長　一 戸 隆 男

新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について

（新型コロナウイルス感染症に係る情報提供 No.29）

拝啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解・ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

出入国管理庁では、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等の日本での雇用を維持するため、特定産業分野への再就職（特定活動として、最大 1 年間）の支援を行うこととなりました。

特定産業分野とは、深刻な人手不足のため外国人材の確保を図るべき産業のことで、特定技能制度に関する基本方針の中で定められた 14 業種(ビルクリーニング含む)になります。

詳細は、別紙をご確認いただくか、最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

なお、技能実習生など外国人労働者の不適切な解雇等はできませんので、日本人労働者と同様にお取り扱いいただくようご留意ください。

敬具

記

【添付文書一覧】

・新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について（令和 2 年 4 月 17 日）

・　同　概要図

以上

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【本件に関する問い合わせ先】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会　事業推進部　下平智子
〒116-0013　東京都荒川区西日暮里 5-12-5　ビルメンテナンス会館 5 階
TEL　03-3805-7560　FAX 03-3805-7561　t_simo@j-bma.or.jp

令和２年４月17日

出入国在留管理庁

新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について

出入国在留管理庁において，新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され，実習が継続困難となった技能実習生，特定技能外国人等の本邦での雇用を維持するため，関係省庁と連携し，特定産業分野における再就職の支援を行うとともに，一定の要件の下，「特定活動」の在留資格を許可し，外国人に対する本邦での雇用を維持するための支援を行うこととしました。

【対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され，実習が継続困難となった技能実習生，特定技能外国人等

※詳細については，最寄りの地方出入国在留管理局へお問合せ願います。

【付与される在留資格・期間】

特定活動（就労可）・最大１年

【行うことができる活動】

受入れ機関において特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付ける

活動

具体的には以下のような活動が指定されることとなります。

出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令（平成２年法務省令第１６号）の法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号ハに規定する技能（試験により証明されるものに限る。）を修得するため，下記の本邦の公私の機関との契約に基づいて当該機関の業務に従事する活動 記 機関名　　〇〇〇株式会社 （本店所在地　〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号）

【要件】

ア　申請人が本特例措置により従事しようとする業務に係る報酬の額が，日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること

イ　申請人が，受入れ機関において特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望していること（希望する特定産業分野に係る技能試験等の合格が必要な者に限る。）

　なお，製造業３分野（素形材産業分野，産業機械製造業分野，電気・電子情報関連産業分野）については，国内において，申請人が製造業各分野で対象となっている業務区分（職種）で勤務・実習中に解雇されたものに限られる。

ウ　受入れ機関が，申請人が特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付ける希望があることを理解した上で，申請人の雇用を希望するものであること

エ　受入れ機関が，申請人を適正に受け入れることが見込まれること（在留外国人（就労資格に限られず，資格外活動許可を受けた者も含む。）を雇用した実績，出入国・労働関係法令の遵守等）

オ　受入れ機関が，申請人に対して特定技能に移行するために必要な技能等を身に付けることなどについて指導，助言等を行うことのほか，在留中の日常生活等に係る支援（関係行政機関の相談先を案内及び必要に応じて当該機関に同行することを含む。）を行う担当者を確保して適切に行うことが見込まれること

（注）支援については，例えば，受入れ機関が雇用する申請人が従前に所属して

いた監理団体や，特定技能へ移行する際に支援を委託する予定の登録支援機関において実施することも差し支えない。

カ　受入れ機関が，申請人を受け入れることが困難となった場合には地方出入国在留管理局に速やかに報告することとしていること

新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について

～迅速かつ効率的なマッチングによる本邦での再就職の実現～

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

目的

出入国在留管理庁において，新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され，実習が継続困難となった技能実習生，特定技能外国人等の本邦での雇用を維持するため，関係省庁と連携し，特定産業分野における再就職の支援を行うとともに，一定の要件の下，在留資格「特定活動」を付与し，外国人に対する本邦での雇用維持をパッケージで支援する。技能実習生等が来日できず，人材確保に困難を来している分野での就労促進も行う。

支援の概要

出入国在留管理庁は，支援の対象となる技能実習生等の情報を迅速かつ網羅的に把握し，これらの技能実習生等が就労を希望する特定産業分野に再就職できるよう，各分野の関係機関に情報提供することにより，効率的なマッチングが可能となる。

また，出入国在留管理庁は，外国人在留総合インフォメーションセンター等と連携し，外国人からの各種相談に適切に対応する。

在留資格上の措置

- 在留資格 「特定活動（就労可）」
- 在留期間 最大 1年
- 令和2年4月20日から実施（予定）

- 要件
  - 申請人の報酬額が，日本人が従事する場合の報酬額と同等以上であること
  - 申請人が，特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望していること（希望する特定産業分野に係る技能試験等の合格が必要な者に限る）
  - 受入れ機関が，申請人を適正に受け入れることが見込まれること（外国人の受入れ実績等）
  - 受入れ機関が，申請人が受入れ機関の業務を通じて必要な技能等を身に付けるよう指導・支援すること
  - 受入れ機関等が，申請人に在留中の日常生活等に係る支援を適切に行うこと

等
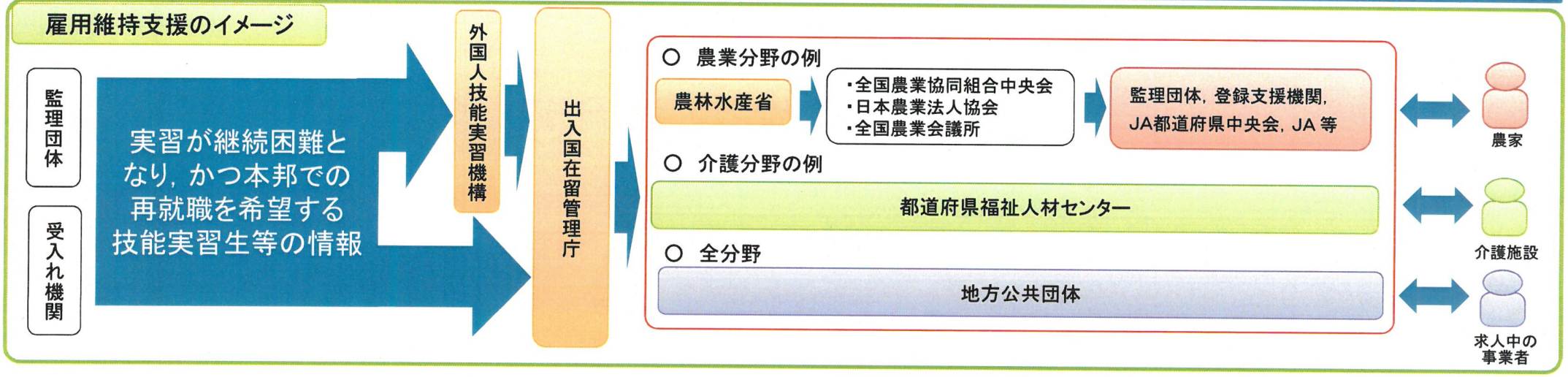
雇用維持支援のイメージ